

# 公 募

下記の業務を行うので公募を行います。

応募される方は、公募説明資料の応募要領に基づき応募ください。

なお、本業務に係わる契約締結の条件は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされた場合とします。

## 記

### 1 業務の内容

(1) 物件名

令和8年度 伊那谷総合治山事業所燃料供給業務(単価)

(2) 業務内容

\*伊那谷総合治山事業所が所有する車両に燃料を給油する。

\*伊那谷総合治山事業所の庁舎暖房に使用する灯油を配達する。

契約内容等の詳細については公募説明資料をご覧ください。

(中部森林管理局ホームページからダウンロード出来ます)

(3) 履行期間

令和8年4月2日から令和9年3月31日

(4) 供給場所

店頭及び伊那谷総合治山事業所

(5) 供給予定数量

別紙 仕様書のとおり

### 2 応募要件

(1) 予算決算令及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。但し未成年者、被保佐人または補佐人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7、8、9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」種類は「燃料類」において、「A・B・C又はD等級」に格付けされ、競争参加地域は「関東・甲信越」に登録されている者であること。

(4) 店頭給油及び配達灯油が伊那谷総合治山事業所から半径3Km以内に所在している者で且つその対応が可能な者であること。

(5) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約・役務契約の指名停止措置要領について」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 公募説明資料を交付する場所及び日時、方法

#### (1) 場 所

〒395-0001

長野県飯田市座光寺5152-1

伊那谷総合治山事業所

電話:050-3160-6075(IP)

#### (2) 日 時

令和8年2月19日から令和8年3月5日 午前9時～午後5時

(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く)

#### (3)方 法

ホームページ上または伊那谷総合治山事業所で交付する。

### 4 応募期限及び応募先

(1) 期 限 令和8年3月5日

(2) 応募先 上記3(1)に同じ

### 5 公募説明資料

応募要領・仕様書・契約書(案)

### 6 その他

本件応募の結果、上記2の応募要件を満たす者から応募があった場合、当該応募者へ見積書の提出を依頼し、予定価格の範囲内で最も安価で適正な見積をした者と契約を締結するものとする。

令和8年2月18日

分任支出負担行為担当官

中部森林管理局

伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章

## お知らせ

1.農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど綱紀保持対策を実施しています。

詳細は当局ホームページ「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/koukihoji/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html)

2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020 について(令和2 年7月17 日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。